

前橋市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、農政部、農業委員会事務局、水道局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年11月25日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

内 監

令和2年11月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 鈴 木 俊 司 様
前 橋 市 農 業 委 員 会 長 深 町 富 士 雄 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	阿 部 忠 幸
同	金 井 清 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

農政部

農政課、農村整備課

農業委員会事務局

水道局

経営企画課、水道整備課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課

3 監査期間

令和2年10月2日から同年11月25日まで

4 監査対象

令和2年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 農政部農政課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

ふれあい農園賃料に係る収入事務において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以

内に督促状を発していなかった。

前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 収納金の納付について（要望事項）

指定管理者に収納事務を委託している粕川農産物加工施設使用料において、仕様書では徴収した使用料は、指定管理者が速やかに指定金融機関等に納付することとしているが、利用者から徴収した使用料の納付が大幅に遅延しているものが散見された。

所管課である農政課において、今年度改善要請を行っているが、再度、指定管理者に対し、仕様書にのっとり納付を行うよう指導し、適切な収納事務となるよう努められたい。また、次期の指定管理者の選定に当たっては、実態に則した仕様書となるよう検討されたい。

(2) 農政部農村整備課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

農業集落排水処理施設乾燥汚泥・し渣運搬業務において、入札を総額で実施しているにもかかわらず、仕様書には単価を入札金額とする記載しかなく、入札書にもほとんどが入札金額に総額を記載していなかった。

また、予定価格調書の備考欄には総額が記載されていたが、予定価格欄には単価が記載されているだけで、入札執行調書の予定価格欄にも総額の記載がなく、仕様書で規定した条件とは異なる条件で入札を執行していた。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 農業委員会事務局

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 水道局経営企画課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

上下水道料金収納帳票圧着処理業務、上下水道料金収納帳票印刷代行業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

水道局契約規程第 16 条、水道局契約事務取扱要綱及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 水道局水道整備課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 現金取扱事務について（指摘事項）

行政情報複写実費徴収金に係る現金収納事務において、水道局会計規程第 29 条では、収納した現金は翌日までに経営企画課長へ引き継がなければならないと規定しているが、前回監査時と同様に遅延しているものが複数見受けられた。前回監査において、人員体制の見直しを要望事項としていたが、引き続き調定処理等は担当職員 1 名で行われており、複数人による事務処理体制が十分に機能しておらず、改善が不十分な状況であった。

また、前回監査の要望事項であった実費徴収金収納に係るつり銭準備資金において、つり銭準備資金の交付は受けていたが、つり銭準備資金が不足の際に、職員の個人的な金銭により対応しており、改善が不十分な状況であった。

現金取扱事務においては、複数人による事務処理体制を整備するとともに、公金の取扱いに係るつり銭準備資金については、必要な金額を用意し、公金と個人の金銭が混同することのないよう、水道局会計規程にのっとり改善されたい。

イ 緊急工事（修繕）の発注手続きについて（要望事項）

発注番号34で発注した漏水修繕ほか15修繕などの緊急工事（修繕）において、工事の発注をするに当たり、緊急工事事務処理要領第5条第1項及び第2項で定める緊急工事の施工及び発注について（伺）、緊急工事発注書などの起案に必要な書類が要領に定める様式と相違していた。

緊急工事（修繕）の発注に当たっては、水道局緊急工事事務処理要領にのっとり定められた様式を用いるよう取り扱われたい。

(6) 水道局浄水課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 水道局下水道整備課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

南橋地区 取付管新設工事（特第32号）ほか7工事において、少額工事（簡易工事）の施工及び契約についての起案に当たり、起案書に添付した設計内訳明細書で、工種を一式とした金額が、見積者から提出された見積書の見積額を転記した工事価格の記載となっていた。明細書に工種や数量、単価、金額などの設計内訳の明細は記載されておらず、発注すべき工事の内容が判別できないものであった。また、一式の内訳についても、その摘要欄に「別紙見積書のとおり」との記載となっており、発注者としての積算を行っていないかった。

工事の発注に当たり、予定価格作成のための積算については、透明性・客観性・妥当性を確保することが求められていることから、設計内訳明細書の作成に当たっては、「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛（土木編）」などの積算基準及び水道局少額工事事務処理要領にのっとり発注者として工事の施工に必要となる内訳を明記した設計内訳明細書を作成するよう改善されたい。

(8) 水道局下水道施設課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書について

水質浄化センターほか施設浚渫業務A-1において、契約金額が50万円を超えているにもかかわらず業務委託契約書の作成をしておらず、業務委託請書を徴していた。

水道局契約規程第19条及び第20条にのっとり適正に取り扱われたい。

(イ) 契約保証金について

水質浄化センター施設見学案内業務において、契約書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

水道局契約規程第52条にのっとり適正に取り扱われたい。